

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和7年9月17日（水） 14時04分開会 16時05分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生
議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員 町 長：辻 康裕、副町長：西田史明、総務課長：藤田哲也
建設課長：山田寿彦、同課長補佐兼土木係長：本間裕美
- 6 議 件
 - (1) 町長からの申し出事項について
 - ① 名誉町民顕彰等について
 - (2) 議会運営委員会からの報告事項について
 - ① 議会の活性化について
 - (3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 14:04】

(1) 町長からの申し出事項について

①名誉町民顕彰等について

山下議長：それでは、全員協議会を開会させていただく。本会議終了後、お疲れのところよろしく願います。今日は町長からの申し入れ事項、そして議会運営委員会からの報告事項等がある。最初に町長からの申し入れ事項について進めさせていただく。最初に町長から挨拶をいただきたいと思う。

町長(辻 康裕)：皆様お疲れ様。本日の全員協議会においては、9月22日に議案の追加提出をする、名誉町民の決定及び関連補正予算等についてご説明をさせていただくものである。名誉町民については、去る5月25日にお亡くなりになられたが、高橋亮仁氏にそのご功績と栄誉を称え、名誉町民の称号をお送りしたいと考えているところである。高橋先生の功績は後ほど担当より説明させていただくが、文化に地方も中央もないとの強い理念のもと、町民による第九演奏会を成功させ、全国に清水町の名を知らしめ、長きにわたり町民合唱団を指導された。この歌声を通じて人々の輪を築かれた功績は、名誉町民に値するものと考えるところであり、議員の皆様にもご理解をいただきたくよろしく願います。

山下議長：それでは、続けて説明をお願いします。

総務課長(藤田哲也)：私より、議案を追加提出する名誉町民の決定についてご説明をさせていただく。議員の皆様には、清水町名誉町民候補者の顕彰理由と功績の概略と題した資料を配付させていただいている。こちらをご覧願う。1として、候補者情報を記載している。名誉町民の候補者は高橋亮二氏である。高橋氏の経歴については記載のとおりであるが、長きにわたり、清水高等学校の教師として生徒の指導に当たられた方である。2の顕彰理由であるが、ご承知のとおり、高橋氏は昭和34年にせせらぎ合唱団を創設され66年間にわたり合唱団を主催されている。この間、せせらぎ合唱団の音楽活動を指導するとともに、昭和55年の清水町文化センターの落成記念においては、合唱に縁の遠かった町民を誘い集めて第九交響曲演奏会で合唱を指揮された。この演奏会の成功は全国に清水町の名を知らしめたためたところである。その後、平成22年までの間、5年ごとに開催された第九演奏会での指揮指導を初め、数々の音楽活動においてご活躍され、音楽文化の先導者として多大なる貢献をされている。本町においては、小・中・高校、今こども園になったけれども更に幼稚園でも第九合唱が継承され、今も学校等において第九のメロディが流れている。歌声によって人々の輪をつくることを受け継がれているところである。高橋氏は本年5月25日に93歳でご逝去されたが、まちを愛し、まちの将来を思い、音楽を通じ、まちづくりに寄与された功績は多大である。これからも本町のまちづくりにおいて、高橋の思いを継承していくところであり、名誉町民として顕彰するべく、議会へ議案提出するものである。3の主な活動、裏面に参って、4の表彰歴については、記載のとおりである。なお、今回の議案提出に先立ち、9月12日に町民7名を委員とする、名誉町民審査会を開催している。審査会の方からは、名誉町民として適当である旨の答申を全会一致で受けているところである。以上、私からの説明とさせていただきます。

副町長(西田史明)：続いて、私のほうから名誉町民関連予算とその他の部分について、ご説明をさせていただく。今定例会の最終日に名誉町民の決定についての議案を追加提案す

るところだが、併せて、一般会計補正予算第6号として、補正予算の議案を提出させていただきたいと考えている。補正予算の内容については、名誉町民の関連として、名誉町民に贈呈する記章を、作成費として63万円計上させていただきたいと思っている。また、本定例会に既に提出している補正予算第5号の編成後に生じた定額減税補足給付金の給付対象者及び給付額の増加に伴って667万3,000円を追加させていただきたく思う。また、清水大橋だがこれは熊牛と下人舞を結ぶ橋である。こちらについては、点検によって橋脚の洗掘、土台コンクリートにも若干の損傷があるということである。本修繕に先立って、応急的に対応するために修繕設計委託料として510万4,000円を歳出予算に追加する補正予算を提出させていただく。なお、名誉町民の決定補正予算の議案書については、只今編さん中なので、当日の配布となることをご了承願う。この後、建設課より、清水大橋の橋脚の洗掘について、配付の資料をもとにご説明を申し上げる。

建設課長(山田寿彦)：建設課長の山田と課長補佐の本間である。よろしく願います。それでは、清水大橋の対応に係る説明をさせていただく。まず、配付資料の1ページをお開きいただく。対象となる橋梁は清水大橋となる。清水大橋は、ちょうど熊牛と下人舞間道路の十勝川に関わる橋長400メートルの大きな橋で、1978年、昭和53年に建設され47年が経過している。道路橋やトンネルなどの道路構造物に関しては、平成24年に発生した笹子トンネル天井板落下事故を受け、5年に1度の法定点検というのが義務づけられており、本町においては、町道に架設されている266橋を対象に、平成28年・29年で1回目、令和3年・令和4年で2巡目が終了しており、健全度に応じた修繕計画を作成し、順次、修繕工事を実施しているところである。今年度から令和9年度までの3年間で3巡目の点検を実施中だが、8月29日に実施した清水大橋の点検において、下記に記載の緊急対応が必要な損傷が発見されたことから、関連する調査設計委託料を緊急でご提案させていただくものである。損傷の状況については、大きく分けて3点、1点目が橋脚基礎の洗掘による橋脚の傾斜。2点目が、上部工の移動、遊間の異常が発生しているということである。3点目が、主桁端部のコンクリートの剥離、以上の3点となっている。それでは、順次損傷が確認された箇所等の説明させていただくので、資料の2ページ目をお開き願う。初めに、1点目、橋脚の洗掘による橋脚の傾斜については、橋梁概要図及び写真を添付している。上段が橋を真横から見た側面図、中段が橋を真上から見た平面図、その下に写真図を載せているが、図面右が人舞側、左側が熊牛側となっている。今回損傷を受けたのは、赤枠で囲ったP9橋脚というもので、写真のほうをご覧くださいと、川筋が直線的なところと人舞側のP9橋脚に向かっているのが確認できると思う。次に、資料3ページをお開きいただく。こちらでは、橋脚の洗掘と傾きについての説明になる。洗掘を受けているのは、主に橋脚の周辺となっている。右下の図面をご覧ください。これは橋脚を拡大した図面となるが、建設当時は橋脚の立ち上がりから2メートル程度の土被りを確保した位置に河床があったところだが、現況測定すると約1.7メートルの河床洗掘を受けていることを確認している。概略測定により橋脚の上流側が約10センチ程度沈下していることから、経年による十勝川の流水により河床が徐々に洗掘されたほか、橋脚に流木などの障害物が蓄積し、流れを阻害した結果、増水時において部分洗掘を受けたことによる橋脚の沈下が主な原因と考えられる。次に、資料4ページをご覧ください。こちらは2点目の上部工の移動についての状況となる。左側中段にグレーで表示したものが橋を真上から見たイメージとなっている。コンクリート橋は気温の変化等により、コンクリート自体が若干の伸び縮みをするため、左下の写真のように桁と桁の間に収縮装置というものが設置されている。今回P9橋脚が上流側に若干傾いたところに伴い上部の桁も動いたため、資料右上の表にあるとおり、P9橋脚とその前後のP8橋脚、P10橋脚で遊間異常が発生している。なお、正常な状態としては、P7やP11のような左右の遊間は同じ値となる。次に、資料5ページをお開きいただく。左側の写真は、先ほどのページで説明した上部工の遊間異常に伴って発生した伸縮装置の

一部脱落や防護柵の開きの状況写真となっている。右側の資料は、3点目の主桁端部のコンクリート剥離の状況である。こちらは橋脚と橋桁が接続される部分だが、橋桁が傾いた外力及び凍結融解の影響により、主桁端部のコンクリートに損傷が確認された状況になっている。以上、今回発見された損傷について報告させていただいた。この損傷によって直ちに落橋したり通行止めをする必要はないと判断しているが、このまま放置をすると、橋脚部が更なる洗掘を受け、橋の健全度が保たれなくなり、最悪の場合、落橋する恐れもあることから、最低限の対策を講じる必要がある。対策と内容としては、資料6ページをお開きいただく。資料6ページに記載のとおり、橋脚を保護するための大型土嚢または根固めブロックを設置し、流水が直接当たらないようにすること。桁端部に水が当たらないようにするため、上部伸縮装置の補修や、外部からの侵入水を遮断する水切り盤の設置をすることなどを検討している。これらの対策を行う上で、十勝川に仮設物を設置するため、十勝川の管理者である開発局河川協議や、資料の作成、対策工事を実施するための詳細設計費用を本定例会にてご提案するものだが、河川協議の内容によって、対策工事に係る工事費が大きく左右されるため、工事費については、年度内に開催される議会において、改めて補正予算を提案させていただきたいと考えている。なお、当面の対応としては、資料7ページをお開きいただく。こちらに記載されているとおり、収縮装置の遊間の計測、隙間の計測を定期的に行うとともに、パトロールを強化し、異常が発見された場合には、通行止めを実施するなど利用者の安全確保に努めていく。また、清水大橋については、2巡目の点検において、今回発見された橋脚部以外にも、経年劣化を伴う損傷箇所が確認されているため、令和8年度に橋梁全体の補修詳細設計を行い、令和10年度から修繕工事を実施する計画と当初なっていたが、橋脚を含めた補修計画に変更して、早期に工事に着手できるよう関係機関と協議を進めて参る。以上、清水大橋橋脚の洗掘に対する緊急対応の説明とする。ご審議の程よろしく願います。以上である。

山下議長：只今、町長から名誉町民関係の提案、それから補正に関わる部分が定額減税、そして橋の関係と、3つにわたるということで出ている。そして、清水大橋についての今の現状について建設課からそれぞれ説明があり、今後補正については今後の対応ということで話をされていた。まとめて4つ出てきたけれども、今聞ける部分で確認したい部分があれば質疑をしたいと思う。

川上議員：名誉町民の関係だが、どなたがなくても結構だが、名誉町民に関わる要綱とかというのは、今存在するのかなのかをお聞きしたいと思う。

総務課長：名誉町民の決定に関しては、清水町名誉町民条例及び同施行規則が例規として定められている。この条例の中において名誉町民の決定については、議会の議決を経て、議決日をもって決定するものと定められているところであるし、先ほど私が申し上げた名誉町民審査会、こちらについてもそういった審査会を経て、町長の諮問・答申を受けて、更に議決というような手続きの流れについて例規の定めがある。

川上議員：条例というのは、あくまでも手続きの問題だと思う。選定の部分において、いかに客観的に見てどのように公平な形で選定をするのかという部分のそういうある程度の基準というのは存在するのかなのかをお聞きしたいと思う。

総務課長：只今申し上げた名誉町民条例の第2条において、資格要件というものがある。この資格要件においては、本町に30年以上住所を有するとか、行政・産業・学術・芸芸及び教育文化、これらの興隆、町民の福祉の増進に功績が卓越している、深く町民から尊敬されているとか、15年以上有したもので広く文化等への功績が卓越している、かつ郷土の誇りとして深く尊敬されているものという条例要件になっている。したがって、例えば、叙勲を受けたら名誉町民にいく上では1つの要件だとかそのようなもの

については、本町においては定められていないし、名誉町民に関して、こういう功績があれば名誉町民の候補者となりえるみたいな基準というのは、なかなか他の町村のお話も伺った中では、定めている部分はあまりないのではと私としては承知をしているところである。現状の例規の中では、今申し上げた資格要件というのは、そういった最終的な総合的な功績を判断するということになるのだろうと思うが、それが現状の判断基準ということになるだろうと思う。

川上委員：駄目というわけではないが、何かかなり大雑把な尊敬できるという部分では難しい表現だとは思う。そういった部分で過去、今までそのような人がたまたまいなかったのか、いても取り上げられなかったのかという部分はいかがだったか。

総務課長：過去については、本町には名誉町民は4名の方が名誉町民の称号を送らせていただいている。直近では、平成9年に矢地広三前町長が自治の功勞の功績ということを中心に置いて名誉町民の称号を送らせていただいている。この際にも、特に何がどうかという基準がということではなくて、そのときの中で、ときの町長がこの方の功績を評価し、更に将来的な部分とか、理念とかそういったものについて町が今後後世に、そういったものを残していくという視点を持って名誉町民への候補というものについては判断をして、議会のほうにお諮りをさせていただいているということかと思う。

川上委員：最後だが、発案については、これは行政側からやるのか、それとも町民からこの人がいいのではないかという推薦みたいな形もいろいろあると思うが、そういう選定の基準とか条例にあるのでしょうか、今手持ちにないものだから、その辺を教えてください。

総務課長：選定の基準とか、発議については、現実的なお話を申し上げると、ときの町長に対して、例えば、町のそれぞれいろいろな方々、議員の方もいらっしゃるだろうし、いろいろな関係団体の長の方もいらっしゃるでしょう。そういう方々が、こういった名誉町民ということに関して、よくあるケースは、どうだろうかというような打診をするというような、町長の声聞くというようなこともあるだろうし、考えてみてはどうだろうかというような助言をされる方を経て、町長がどうしようかという判断を、これまでの経過やその方の功績そのものも含めて判断をされるのだろうというのが、各町村の実態ではないかなと思う。今回、本町においては、議会のほうで6月議会の一般質問の中でも名誉町民について受けていたところだが、辻町長におかれては5月25日の高橋先生が亡くなった後の葬儀関係のほうに出席をし、改めて音楽関係者からの意見も聞き、そういった声も聞いて更には、町長自身の中で、やはり後世への継承という部分も含めて、強い思いの中で名誉町民という称号を送らせていただきたいということで、あとは審査会手続きとして、名誉町民審査会のほうに諮問・答申ということで町長側から諮問をするという形かと思う。この諮問・答申については、実際の発議がどうであったとしても、町長が諮問をし、審査会から答申を受けて、その答申結果を遵守とか尊重しながら、議会のほうへ議案を提出させていただくというのが流れになる。

山下議長：よろしいか。続けて、名誉町民に関わって、まず順次進めていきたい。名誉町民に関わっての質疑はあるか。

中島議員：久しぶりに名誉町民ということだけでも。確かに、今、川上議員からも出ていたけど、一定のその対象者を、他のことと違って書き出すのは難しいのかなと思ながらも、ときの町長の判断でというのは、私は引っかかる。名誉町民だから。これに反対するとか賛成する以前の問題で、多分私もそうだけど、皆さんも多分審議する議会と

して責任持って審議するのは初めてだと思う。この高橋先生が私はだめだとかいいとかって言っているのではなくて、手続きで、一般質問があって、即そこへ持ってきたというのが、ちょっと私もなぜそんなに急ぐのかなという気持ちはないわけではない。反対するとか賛成ということではない。私も高橋先生とも若干だけ付き合いがあったときに、ちょっと残念な思い出なのだが、先生の活動をすごいということで評価して先生の活動を何とか、町に形として残してほしいということで、高橋先生のご夫妻に申し入れしたことがある。その時に、私は一代でいいのだと言われたのが今でも残っている。私がそのときお話ししたのは、ジュニア合唱団みたいなものを作って、せせらぎの、そうしたら末代ずっと続くことになると思うし、町に本当に残してもらいたいということをお話したが、受け入れてもらえなかったという残念な経過があるので、今ここで名誉町民として、町から推薦されてきたというのは悪いというわけではないのだが、ただ単に考えたときに、そんなに急ぐ必要あったのかなという気持ちはないわけではない。ただ、個々の評価としては、値する人だと思いつつも、何か進め方がどうも、今言った、ルールが何かあるのかと思つたらないようであるから、判断としては本当個々の判断でいい悪いという判断。これ総務課長に聞くが、名誉町民にしたら、今、年金というのはないのか。

総務課長：名誉町民条例については、平成14年に条例改正が過去されている。その際に旧年金制度というものがあつた。年額で私の記憶では確か30万円お送りするという条例があつたが、平成14年に行財政改革、財政危機というような経過の中で、地域、それから議会のほうにもお諮りをした上で条例改正をし、その部分については削除したとなつている。現状としては、記章をお送りするという部分になっていたり、その方の功績を後世につなげるとか、生きていらっしゃる方は町の公式行事にご案内をされるとかというようなことになっていることが条例でも定められている。条例のコピーをとっているのだから、そちらのほうもお配りさせていただきたいと思う。いずれにせよ、中島議員ご質問のいわゆる名誉町民年金なるものについては、現時点ではもうすでに改正してなくなっているということである。

中島議員：条例から削除されているという理解でということ。平成14年に、私もちょっと記憶があるので、だから、その年金はどうなっているのかなという、ある一部議員からいろいろお話をされて、廃止したのかなど。

総務課長：行財政改革の一環の中で、名誉町民制度は残すべきだけでも、金銭的な部分については、検討が必要だろうという経過の中で、年金支給については廃止をされたというのが条例改正の経過である。

中島議員：名誉町民の顕彰については、私は本当に、先日もたまたまちょっとそういう話、高橋先生という意味ではなくて、名誉町民云々という話を聞いたときに、新得でちょうどあつたときに、新得の公民館に貼つてあつた。実績等々は全部読めなかったのだけど。やはり、町のためにというか、いろいろな分野で活躍した人をそういうふうにして、それはある面では、今の見た人間が素晴らしいということと、自分の町のために何か役に立つことということでは、私は悪いことではないと。だからと言って、積極的にやれるものでもないのかなと思いつつも、これについて賛成・反対は議会で意思表示すればいいことだけど、こういう制度を生かして、やはり町に、ある部分では、その人ありきというのを残すのも大事だろうという思いである。ただ、ちょっと急ぎすぎたので、正直言って、私は判断をどうしたらいいかまだ決められないでいる。個々で考えたときは問題ないのだと思つているけど。何かちょっとこう性急すぎやしないかと。だからと言って、時間をかけたら変わるのかと言つても、これもおかしい話だけど。そんなことで、条例に沿つた中で、一応理解だけしておきたいと思う。

山下議長：他に質疑はないか。

鈴木議員：町民の諮問を受けて、先ほど全会一致だと聞いたが、もう1回、何人の方で、全員はOKということになったのか、なっていないのかももう1回だけ確認させてください。今何か話を聞いたら、7人とも何かバラバラだったのではないかなという勘違いしてしまうので、町民はどういうふうに受けたのか。諮問されて、どういう答えになったのかももう1回教えてください。

総務課長：名誉町民審査会は9月10日に開催している。委員は町民7名である。この委員については、名誉町民が適正であるか否か、それぞれご意見の上、7名全員が適当であるということで、審査会の意見のほうは整理がされている。

中河議員：この名誉町民の中に、お元気な方もこういうようになり得る。亡くなったからということとは出ていないということですか。もしよかったら、お元気にうちに上げられたら一番いいのではという感じもするが。

総務課長：名誉町民の条例においては、生きてらっしゃる方なのか、故人なのかということに関しては、特にお手元の条例にもあるように触れられてはいないということである。どちらかということ過去の4件、名誉町民について本町が贈ったケース、それから他町の例においても、生きている間に名誉町民を贈呈するというケース、本町の4件は生きているときにお渡しをさせていただいている。他町においても、どちらかということ、生きているときに贈呈をするというケースのほうはむしろほとんどであろうという実態である。

山下議長：他にないか。先ほど終わったが、川上議員。

川上議員：お話を聞いた中で、審査委員会は規則では12人以内となっている。今回7名ということで、これは公募の委員、もう1つは識見を有するものということで、その割合というのはどのようになっているか。

総務課長：公募者については、町の広報のお知らせ版、ホームページで2名の公募委員を求めたところであるが、公募者の方はいなかったということである。公募者2名、そして委員について、例えばまちづくりの団体、まちづくり推進協の役員の方とか、農業関係者であったり、それから社会教育の方であったり、女性の、例えば農協女性部の役員の方であったりと、幅広い分野の方から、7名は識見者という位置付けの中で選任をさせていただいているということである。公募については、まちづくり基本条例の中で、各委員に公募を入れていくという基本的な方針があるので、募集をかけたところである。更に7名の方については、ちょっと古くはなるが、平成9年度名誉町民審査会において、どのようなメンバー構成をしていたかというところを参照、準じるような形で7名の委員をお願いをして委嘱をさせていただいたということである。

川上議員：識見を有するものということで、その7名の方については、概ね前回は踏襲してということは、今後もそのような形の委員で、あと公募があるかどうかを含めて12人以内でやるということでしょうか。

総務課長：今後のこともある。現状、毎年10月1日に開町記念式で町の表彰者、特別自治功労、自治功労、社会貢献、それから善行賞とかっていうものを毎年やっていると思うが、こちらのほうは表彰者選考委員会というものを開いている。この委員のメンバーと全くこの名誉町民審査会は同じではないが、そういった表彰者選考委員会の委員のメン

バーの構成も参考にしながら、今後もし名誉町民審査会が開かれることあれば、その時点で見識者の方を選定していくということになるかと思う。人数については、このぐらいの人数、概ね10名程度になるかと思う。

川上議員：今後にはなるが、この条例の趣旨で言ったら資格要件はなかなか大雑把というか、誰でもいいというわけではないのですが、ある程度の功績あれば該当するののかという部分も考えられるのだが、今後に向けてある程度細かい、例えばスポーツ団体だとかは、表彰規定だとかはかなり細かい規定があると思う。そういう部分では、もうちょっと誰が見ても納得できるなというような、ある程度の要綱みたいなものをやはり作るべきではないのかと私は思うのだが、それについては、どう考えられているでしょうか。

総務課長：先ほど、ときの町長という言葉の中でもちょっとご指摘をいただいた部分あるかと思うが、まず、この資格要件というものは、かなり古い条例ではあるけども、議会の議決を経た条例の中で定められているということである。これを更に細分化していくということは、その時代時代に応じて、やはり必要なのだろうということについては私も思うところである。他町の例というのは、実は具体的な基準例はなかなか出てこないところが多いが、そういった他町の例も調査をしながら、そういった細分的な部分というのを作成できるような方向で、今後考えていくと必要性はあろうかなとは思いますが、今は資格条件を条例で定めているが、そういうものを別に条例の下に定めてしまう方がいいのか、やはり、議会の議決を伴う条例の中にそういった項目を置いたほうがいいのか、この点も含めて、今後の検討というものが必要になってくるだろうというふうに考えている。

鈴木議員：今の答えをもうちょっとやってしまうと何が起きるかと言ったら、過去に受賞された方が、その後の清水町の50年後・100年後・30年後・40年後に、ちょっと微妙な感じだったら、これ名誉町民にならないのではないかなとなる。過去にさかのぼって名誉町民剥奪というわけではないけど、そういうことも考えられてしまうのではないかなと。例えば、清水町の財政がそのあと悪くなっているいろいろな年金とかなくなったと言うが、よくよく考えたら、例えばそういう過去の諸先輩方のやっていたことはその時よかったけど、40年後には違う評価になっていたりする場合がある。私はそういう詳細を作るというよりは、そのときの町長が発信してやるということが大切なのかなと。あまりやるとそれに該当していたのかという話になってくるから、そんなに細かく作る必要は私はないかなと思う。ただ、一番大事なのは、その時の町民が、前日も全会一致というふうに私は聞いてはいたが、そういう流れでやっていくのが、至極自然なのかなというふうに思う。あまり詳細につくればいいという話ではなくて、逆に良くないパターンも出てくるので、それはその時にやはり町民の声を聞きながら考えていくというのが一番大事かなというふうに思うので、それも含めて検討してもらえればと思う。

総務課長：今後検討していくということなので、それを作るという部分も含めて検討ということなので。作るべきか否かという点はやはりあるのだろうとは思いますが。現状、実態としてはやはり持ってない町村が多いというところは、あるのでしょうか。名誉町民ということに関して、今の時代の中での認識としては、例えば、大谷翔平さんとか、スポーツとかそういうものでも全世界的な形のものにか限っていくべきだみたいなことがあったり、自治功労とはちょっと別にみたいな、独自の別の世界であるみたいなものもちょっとあったり、いろいろ名誉町民という言葉1つにしても実際に表彰している対象者というのは結構変わってきているというところはあるのだろうとは思っています。決して、過去の受賞者のことは、そのときの中でやはり判断されたというので、根本的な部分についてはやはり過去の受賞者を否定するようなことになってはだめというのは、鈴木議員のご指摘を重く受けとめたいというふうに思うところであ

るけども、そういった新しい時代の中での名誉町民という言葉というものについても、十分ちょっと研究というような言い方になってしまうかもしれないが、そういったこともやはり考えた上で、いろいろ議論をする場を設けて、例規というよりはそもそものあり方というものを再度、認識確認してみることを、まずはしたいと思っている。必ず今この基準を細かいものを作るということを言っているわけではないということについてはご理解をいただきたいと思うし、ものすごく細かいことを作れるかということ、多分難しいというのも実際なのだろうということもあるということもご理解いただきたいと思う。

山下議長：他に何かあるか。

中島議員：同じことを同じ人間が2回も質問するのもちよっとあれであるが、私は、名誉町民制度そのものを喜んでいて。ただ、より多くの対象者がいればいいと思っているが、やはり名誉町民はすごく重い称号だと思っているので。今回は、町長が高橋先生に、今までの活躍に敬意を表しながらということで、これはこれとしていいとしても、だからこうだという軽い気持ちで、今後、場合によっては名誉町民という称号が軽く見られるようなことだけは…。これは、しっかり受けとめていただきたい。先ほどから出ているどこかの団体で表彰規程を作るといふのは訳が違うから。名誉町民は。ほかの団体がこうだったから町でこうやれと、名誉町民はどんな方が対象になっているかわからないわけである。どういう形で、まちづくりで長い間貢献されたかということも、人それぞれだと思う。普通の団体の貢献度というのは、その団体だけの貢献度だから評価しやすいが、名誉町民に関しては、町としてこうでなかったらだめだとかということにはならない。ただ、15年以上とかは、すぐ来てもらうというわけにいかないから、進んでいた年数程度の制約かなという思いはする。とにかく軽いものだけにはしていただきたいくない。高橋先生が軽いほうだと言っているわけではない。高橋先生は実績としては大きいので。今後そういうことで、乱発もしてほしくないけど、できるだけ名誉町民にふさわしい人を見つけていただいと、そういう気持ちでいるので、ぜひ。すごく喜ばしいことだと思っているので。ただ、どうも引っ掛かることが私にはあるが。とにかく、がんじがらめのことはできないということを経務課長が先ほどから言っているけど、そのとおりだと思うので。また、議員もそれをがんじがらめに、こうだから該当するとかではなくて、その辺を理解しながら判断をしていくべきだと思っている。

山下議長：他に何かないか。

(「なし」との声あり)

山下議長：それでは、名誉町民の候補者に関わっては、これで終わりとする。

また、関連の補正予算に関わる定額減税、橋の関係とそれぞれあるけれども、これは提案された時点で議会審議になると思うけども、事前に確認した事項あれば受けたいと思う。

鈴木議員：橋梁の関係は、先ほど道から移管された案件か。これももちろん移管された以上、清水町の橋なので、清水町が面倒見なければならぬが、これは補助対象になるのか・ならないのか、若しくはこれは単費処理なのか、今のところどんな感じか。

建設課長補佐兼土木係長(本間裕美)：今回の応急対応分については、町単独費になる。次年度以降、令和8年度に橋梁全体の修繕計画に基づいた詳細設計及びそれに伴う修繕工事については、国庫補助事業として国から60%の補助が当たる。町の持ち出し40%という形で事業を進めるような形になると思う。

鈴木議員：あと細かいところは本会議でいけばいいが、総工費でどのぐらいになりそうか。先ほど、アプローチの仕方によって全然違うというような話もいろいろあったので。これ、だからといってこの橋を廃止したほうがいいのではないかと言ったら地域の人に怒られるので。ただ、参考までにわかる範囲でお願いしたいと思う。

建設課長補佐兼土木係長：今後、詳細設計によって、修繕する箇所、部位によって相当な金額の変動があるかと思うのですが。億単位の金額の修繕費がかかるというふうに認識している。

桜井議員：私もその橋を毎日通っているし、調査しているのを見みていたし、橋の桁のところがずれているのも知ってしているし。これから農作業でもやはり行き来するし、今機械も大きいので、それを御影を回るとか、上を回るとかとなるとかなり大変な、交通量も多いところであるので、それで工事によっては通行止めも想定されるということであるので、なるべく、人舞・熊牛ばかりではないけれども、地域住民にしっかりその辺をある程度理解してもらえよう形をとってもらいたいと思う。

建設課長補佐兼土木係長：今後の話になるが、工事に伴い通行止めの期間というのはどうしても生じる可能性が高いと思っている。その前段に、当然、熊牛地区、美蔓地区、それから人舞地区、それから農業関係機関、ミルクだとか、ホクレンだとか、そういった農業関連団体にも当然十分周知しながら、ご協力いただく部分が出てくるかと思うので、そちらについては、今後詳細設計が進んで、ある程度の工事の見込みが立った時点で十分説明していきたいなというふうに考えている。

山下議長：他に質疑ないか。

（「なし」との声あり）

山下議長：なければ、町長からの申し出事項全般について、特にあれば、よろしいか。

山下議長：それでは、町長からの申し出事項を終わらせていただく。ここで休憩をさせていただきます。退席をお願いします。

【休憩 14：54（執行側退席）】

【再開 14：55】

（２）議会運営委員会からの報告事項について

①議会の活性化について

山下議長：休憩を取りたいが、このまま、続けていいか。

（「よろしい」との声あり）

山下議長：再開する。議会運営委員会からの報告事項をお願いします。それでは、（２）議会運営委員会からの報告事項についてを議題とする。議会運営委員会から報告をさせていただきます。

議運委員長（橋本晃明）：皆さんのお手元にちょっと枚数の多いもので「定数・報酬の適正化に係る議論経過について」という資料があると思うので、それについて説明をさせていただく。まず、議会の活性化について、これまで「町民との意見交換会の在り方」「模擬議会の在り方」、それから「ブレット（ペーパーレスシステム）の導入」等、様々なテーマについて検討を行ってきたが、本年4月以降は、テーマを「議員定数・報酬」に絞って、11月から12月とされていた予定を前倒して集中的に取り組んできたところである。4月以降、中間報告以降ですけれども、皆さんに調査票の記入であるとか補完するためのヒアリングというのもご協力いただいたし、その前段でいろいろなことを議運の中でも検討して参った。その部分について、事務局に資料を作っていたいただいて、それを議運で検討ということをやってきたが、ここで、全員協議会で皆様にもお諮りして、ご意見を賜りながら、更に進めて参りたいと思う。事務局から、この間の検討の経過について説明をお願いする。

事務局長（大尾 智）：それでは、私のほうから「（2）これまでの取り組み」というところをご説明したいと思う。今、委員長からお話があったように、今年の4月以降、定数・報酬の部分の議論、当初の予定より前倒して議論するというようにしたところである。その後の議運において、町村の状況、それから、どんな手法があるかについて確認するとともに、やはり議員個々の皆様の意向を調査しようということをしたところである。それで、5月の全員協議会において意向調査、全議員に対して意向調査のお願いをしたところである。そして、その後も議運等で各現状確認等を行ってきたところであるが、6月12日、17日、18日に、6月定例会の間になるが、議運の委員長・副委員長によるヒアリングを実施させていただいた。7月に入ってから、意向調査の結果を議運の中で共有し、協議、赤の米印で書いてあるけど議運としての方向性を出そうということで検討したところである。まず、意向調査の結果、別紙①となっているが、そこについてご説明したいと思う。1枚目・2枚目をめくっていただき、A4版横の資料①をご覧ください。それぞれ議員の皆様から、調査票のほうで出していたいただいたマルバツというか、数字というか、その部分をまとめたものである。議員定数については、現状維持がという方が7名、削減がという方が6名ということで、数的にはかなり拮抗した数字となっている。あと、削減が望ましいという方の数字の11とか12、11.5のカンマが付いている部分については1、2名の削減ということであったので、そういう形で表示している。それから、議員報酬についてだが、これはかなり幅が広い数字が出て参った。例えば、19万8,000円のプラス1万円程度から30万円程度と、あと議長に関しては、後程説明するが、全国議員会が提言する首長の47%程度ということの数値に直した数字ということで、かなり幅が広く出た。全議員が増額が望ましいということである、平均すると24万3,000円程度ということである。それから、3番目の政務調査費については、必要という方がちょっと少なめであった。金額についても、1万円程度から3万円程度ということであった。これが、まず1つ目、いただいた集計調査を一覧にまとめたものである。それから、これから1枚目に戻っていただき、その後、事務局において、検討の資料として、報酬額の試算（別紙②）、それから、定数・報酬の組み合わせパターン（別紙③）というものを作成し、8月に入ってから、議運のほうで、それについて検討をしたところである。それでは、報酬の試算のほうをご説明する。3枚めくっていただき、別紙②-1をご覧ください。「始めに」ということで書いてあるが、全国的な部分としては、無投票や定数割れということのなり手不足の要因は低額な議員報酬が大きな要因であるということである。それから、先ほどもお話したように、全国議長会のほうの決議という形だが、市議会議員との均衡を踏まえて、町村長の月額給与の47%を目指すということが全国町村会における決議となっている。それから、次の「試算」というところである。この議員報酬の試算については、全国議長会が令和4年度に作ったシミュレーションシステムというものがあり、そこに入力して作るということも可能であるが、①すべての公務が1日単位ということで計算されるということで、委員会活動等、実質1、2時間から半日で終了する公務も多いということと、②の部分で、このシミュレ

ーションでは、1年間、議員個々の活動を全部積み上げていただいて、それを入力するというシミュレーションの形になっているので、これはちょっと現実的に不可能であろうということである。それについては、前回の議会活性化の特別委員会で決定したというか、活用した試算方法を今回も踏襲して、試算を作ってみたところである。令和6年の活動範囲と活動日数時間を当てはめて計算を行った。めくっていたき次の2ページである。活動の範囲は、前回試算と同じものである。A・B・Cで、それぞれ本会議・委員会、全員協議会等の協議調整の場、あとは、その他の議会活動として派遣や出張、行事等への参加、それから、議員個人としての日常活動、この4つを議員活動の範囲とした。それから、議員活動の日数であるけれども、先ほど申し上げた令和6年度の議員活動の回数について調査をした。A4版2枚をめくっていただき、A3の資料②-2をご覧ください。令和6年度の各議員の本会議を初めとした、いわゆる公務というものをすべて拾わせていただいた。赤字でなっているものが、1月から12月までのすべての議員の公務である。これの平均値というか、日数を取り出して後ほどご説明する計算のもととしたところである。それから、2ページ目に戻っていただき、単位時間というところである。Aの本会議や特別委員会については、1日8時間と見なす。それから、その他常任委員会等々については半日の4時間、それから、Bの協議・調整の場ということで全員協については4時間、それから、Cの部分の1日と見なすものについては、道外・管外派遣や出張である。それから、半日の4時間単位というものについては、管内の派遣や、それから、2時間の単位は町内の各種行事等々の出席ということになる。3ページに参る。先ほどA3版で見ていただいたものを集計した。それで、今ご説明したABCの合計だが、議長においては934時間、副議長524時間、議員449時間となった。それを(2)日数換算ということで8時間で割ったものである。議長117日、副議長66日、議員57日である。それから、(3)、先ほど言ったD区分の議員が個々に活動している部分ということで、こちらについては、それぞれの議員によって活動日数が違うのかもしれませんが、ちょっとそれを把握することも困難であるので、住民との接触を月2回24日間、調査研究も同様に2回24日間として、各48時間をプラスした。その結果、(4)の年間の総活動日数は、議長165日、副議長114日、議員105日という結果になったところである。4ページ目をご覧ください。ここから「II議員報酬(月額)の試算」なのだが、今の現状を「1」のところに書いてある。議員については、年間で300万円程度という形になっている。それから、「2議員報酬(月額)の試算」ということで、考え方についてはここに書かれているとおりであるが、議員の活動量と町村長の活動量を比較して、その個々の町村長の給料から割り出すということで、当時使っていた浦幌方式というものも参考にして議員報酬を試算したところである。その下「●首長の職務遂行日数」というところだが、首長の場合、土日祝日関係なく公務に当たるということであるけれども、土日祝は年間120日程度あるけれども、その半分ぐらいは公務があるものと推定して365日から60日を除いた305日間を首長の遂行日数ということにした。こちらの305日については、先ほどもあった全国標準の部分でも同様の日数をやって計算してある。青字で書いてあるところであるが、前回の特別委員会で行ったシミュレーションでは330日で、日曜・祝日等ということだったので計算していたが、今回は土曜日を入れて305日ということになっている。それから、その下、比率の計算ということで、先ほど集計した日数を305で除したところである。一般議員の方で105割る305ということで、34%の活動量であるというふうに数値が出たところである。次の5ページ目、6ページ目、これは2つの試算方法をやってみた。まず1つ目だが、先ほど出た、首長に掛ける一般の議員の方で34%、副議長で37%、議長で54%ということで、その数値を当てはめたものが、下の表であり、議員で23万8,000円、委員長で24万8,500円、委員長については議員と副議長の間の数値をとってある。それから、副議長が25万9,000円、議長が37万8,000円ということである。これでいくと議長がかなりの大幅な増額という形になる。それから、めくっていただき試算の2つ目である。こちらについては、議員の考え方は、首長の34%ということで変わりはないが、委員長・副議長・議長については、今の報酬の比率等を勘案して議長で1.5倍、副議

長 1.2 倍、委員長 1.1 倍を掛けたものを報酬とした。実際の数値も、赤の部分で示しているとおおり、大体 1.5 倍、1.2 倍、1.1 倍というふうな数値となっているところである。最後、一番下の【まとめ】であるが、前回の試算でも、この試算 2 の案を採用しているということがあったので、今回の議論についても、先ほどもお話ししたように議長の数字がかなり突出してしまうという部分もあるので、試算 2 の案を議運のほうで議論しようということになったところである。それから、定数・報酬の組み合わせパターンの作成ということで、こちら事務局のほうで考えてみたところなのだが、別紙③をご覧ください。こちらは、事務局のほうでは簡単にご説明する。先ほどご覧いただいたとおり、A の 1 万円程度の増額。これは少なくとも管内平均はいかがかということである。それから、B の 3 万円程度、これは行革前の水準である。それから C の 5 万円超上げ、これは、先ほどご説明した 23 万円台の数字がこの数字になるので、上げ方のパターンとしてこの 3 つ。それから、先ほど見ていただいた定数削減も現状維持から 1 人・2 人の削減までということなので、このパターンで組み合わせを作って議論してはどうかということ、事務局で作りました。ただ、後ほど委員長のほうからご説明あるけれども、なかなかこういう組み合わせパターンで示すのはいかなものかという議運での議論があったので、このパターンは後ほど委員長からご説明あるが、こういう組み合わせパターンで今後議論して、例えば町民に示すというようなことはやめましょうということになっているので、簡単にご説明いたしました。それからまた 1 枚目に戻っていただき、8 月後半に入ってから、個々のヒアリングの下の部分の特記事項というか、議員がそれぞれ記載していただいた部分も参考にしながらの議論が必要だろうという話になったので、事務局のほうではその辺の何というか、傾向をまとめた整理をした。それを前回の 8 月末の議運のほうで議論させていただいたところであるので、こちらのほうは宇都宮次長でまとめを作ったので、若干、次長のほうからの説明を、別紙④について差し上げる。

事務局次長（宇都宮 学）：それでは、別紙④について、ちょっと簡単に説明させていただきたいと思う。先ほど局長が言われたように、6 月の定例会中に行われたヒアリングでいろいろな、例えば報酬を上げるとか現状維持だとか、定数を下げるとか現状維持だとかについてその理由など特記事項で書かれたことを、似たようなものを分類して整理して資料化させていただいた。まず、大きな 1 番目ということで、「議員定数の検討項目を整理」ということで、こちらは皆さんから意見を出された部分を整理したものということで、1 ページ目からの①②③④⑤ということで、大ざっぱに 5 つの分類をさせていただいた。例えば、定数についてのことでいろいろこういう理由で定数をどうしたいかという部分で、5 種類ぐらいの意見が出ていたということで分類をさせていただいている。続いての 3 ページ目の真ん中上の大きな 2 番目の「定数・報酬を検討する以前に前提となる議論」ということであるが、こちらは定数などを決める前にこういうことをちょっと議論しておいたほうがいいとか、こういうことを念頭に踏まえたほうがいいという意見もあったので、こちら①②③④⑤ということで分類して、それぞれ意見の種類ごとに事務局で分類させて、それぞれ注釈を書かせていただいているところである。またちょっと 1 ページ目に戻るが、まず、議員定数の検討項目を整理した部分で、①の部分は議員の多様な意見ということで重視した部分の定数に対する意見である。あと、②については、議会における行政機能のチェック機能、政策の質の維持の視点で定数をどうあるべきかというような意見の内容を説明している内容である。続いて、2 ページ目③番は、若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点ということでの意見となっているし、④は、議員定数の検討における委員会のあり方ということで、まずは委員会のあり方だとか、議論しやすい人数のアプローチから定数を考える視点が必要であるかというのが④番目ということ。あと、⑤は、議員定数の根拠をどこに求めるかということで、それぞれ減らすべきだとか、現状維持だという部分根拠について言及されている部分をちょっと列挙させていただいているところである。あと、3 ページ目の大きな 2 番、定数・報酬を検討する以前に前提となる議論ということで、こちらは定数とかを議論する上でこういうことを踏まえる必要があるという

ことで、まず、定数を考える前に、まず①番目と議会の役割を再認識した方がどうでしょうかというような意見があり、こちらも議員や議会の役割ということで、皆さんのアンケート調査から出てきた、議会の役割の1つ目・2つ目・3つ目ということで、集約したものを整理させていただいたものである。あと、②は、議会力の向上、議員の資質向上策ということで、それを踏まえないとその定数などを議論できないという部分で、こちらについても説明をさせて書かせていただいた。続いて、③のなり手不足から視点だとか、あと、④の議会活性化の方向性ということもちょっと書かせていただいている。議会の活性化の方向性についても、それぞれの議員でその考え方が、割れている部分について書かせていただいたのと、あと、その他として議員活動の見える化など、ほかと括れなかった部分として出た意見についても記載させていただいている。以上である。

山下議長：事務局長。

事務局長：以上が、この間の議運における議論、それから事務局のほうで各種資料、皆様からいただいた意向調査等をまとめながらの資料等ということで、2ページの(3)、資料の説明は以上である。

議運委員長：それでは、先ほどの一番最初の資料の2ページの途中からになるが、「(4) 議会運営委員会における検討経過」である。今、事務局から説明あったように、データをもとに検討して参ったわけであるが、その中で現在確認済みのことについては、①の議員報酬、これについては額についてはまだ決めていないが、試算による上げ幅については妥当であろうと。上げ幅までは決まっていらないが、上げるということでは、全員一致しているところである。定数については、現在定数については削減、あるいは現状維持について意見がまとまっていらないので、これらについてはこれから検討して参るということの中で、全員協議会の中で皆さんにもご意見があれば出していただきたいと思う。なお、先ほど局長からもあったが、報酬と定数を組み合わせるとして提示することはやめて、報酬は報酬、定数は定数という議論をしてきたので、個々についてはセットにはしないということを確認している。政務活動費については、その必要性について、あまり多くの賛同者がいなかったかなというふうに、今のところは、議運の中では、これはどうしても取り組まなければいけない課題ということにはなっていない。その次「(5) 方向性」について、試算による増額を清水町議会のほうとしての方向性として、町民の皆さんからご意見をいただきながら、決めていきたい。定数については、今後もまだ、現状維持と若干の削減、どちらを議会の方向性とするかについて議論して参りたいと思っているが、一本化できない場合は、両方あるというか、表現の仕方であるが、幅を持たせた中で、案とするということもあるかもしれない。政務活動費については、先ほど言ったが、今回はどうしても必要であるというふうには捉えてないという形にしたいと思う。「(6) 今後のスケジュール」であるが、議運としては10月中を目途に結論をある程度出していきたい。そして、議会としては11月に結論が出ればなというふうに思っている。そして、11月下旬に例年開催している町民との意見交換会において議会の方針を示し、町民からの意見をいただくと。これをもって、町民からの意見聴取に変えたい。意見交換会については、形式・回数などについては更に検討して参りたいと思っている。全庁的な町民のアンケートについては、今のところ実施する予定はない。最終案の作成は、12月中に町民の意見を踏まえた上で最終案を取りまとめるという形になろうかと考えている。そして、手続き等の関係で令和8年の3月までには、もう少しずれ込むかもしれないが、3月までには定数、報酬の改正に向けた手続きを行って参りたいというふうに考えている。なお、町民のご意見いただくという部分では、ある程度案を固めてしまえば、理解をしていただくために、かなり努力をして、その説明を行っていくという必要があるかなというふうに思っている。報告については以上である。

山下議長：只今、議運委員長、そして局長、事務局から各種今までの議運における経過を説明したところである。また、こういった説明の中で、今後のスケジュールとして年度内には、ある程度の形を作りたいという意向であった。特に質疑があれば受けたいと思う。

鈴木議員：まず、私これを初めて見させていただき、まず、議員定数については、おおよそ、私は削減のほうにもいたが、7対6拮抗している。今の清水町議会議員のアンケートとしては、基本削減しないということに決まったというふうに私は理解したが。これ多数決の世界みたいなものだから、これは尊重しなければならない。要は、あとは金額の問題になってくるだろうと思うのだけど。議員が自分の給料を決めるというのはすごく難しい。ここまで資料を作っていたのだったら、最後、町の報酬審議会に丸投げしては失礼だけど、我々が最後決めるというわけにはいかない、無理だなと。町民に考えてもらうという。それが議会報告会かと言ったら、ちょっと違うと思う。議会報告会までの何かは必要かもしれないが、あとは、我々が結論を出しこれをお願いするというのではなく、報酬審議会をお願いする以外私はないかなと。そんないい加減なこともないけど、でも、議員が自分のやつを決めたら、多分町民は怒るだろう。多分、反対されると思う。何しても反対されると思う。それと、先ほど言った定数については今後検討する必要があるかもしれないが、7人がもう現状維持というふうに言っている以上、どうして、それで今度引っ張り合いをするのか。引っ張り合いをして、これを減らすということにするのか。そんな話にはならないでしょう。その話をばつと切るといってもまたせつない話だろうから、話をしていく上では必要だとは思のだけど、減らすという結論ではない。そこを基本ベースに考えて、いろいろ試算していたが、この試算と数字はこうですと言って、先ほど言った報酬審議会に諮問するというのが、議会のほうでやってほしいというのは変な話だから、町長にお願いして諮問しなければならないと、確か。順番として。もうそれだけかなと思うが。単純に考え過ぎているか。以上である。

山下議長：今、鈴木議員から、定数の関係については7対6ということで決まったのではないか。また、報酬については、報酬等審議会で諮るべきではないかという話であった。

議運委員長：定数について、今7対6ではないかという、それはその通りだというふうに私も思っているが、ただ、まだ結論を出したわけではないので、その決定をするまでの間に数字が動く可能性があるのも、今の段階でこれをもって、第1回目の意向調査の数字をもって決まりということにはならないと思う。ただ、かなり拮抗しているのも、これを無理やり数字を変えるということは現実的には難しいのかというふうな思いはあるが、まだ今の段階でズバツとこれで決めるということにはならないかというふうに思っている。それから、報酬等審議会という部分は手続き論の話になると、鈴木議員がおっしゃるように議員が自分で決めることに対して町民の反発がというのはわかるが…。皆さんに書いていただいている中で、町民の反対をどのようにして理解してもらいながら進めるかという、その部分がやはり念頭にあって、削減幅だとか、それから、報酬を上げる代わりに定数は削減するのみたいな意見が出てきたりとか、それから、本当は増やしたい派であるが現状維持に留まっているというの、実は町民の声をかなり意識している。現状維持だからといっても、増やすべきだという意見でなければあまりそこには大きな差はないのかなと思うのだが。町民の声を意識することは大事だが、ここで考えなければならないのは、これは自分たちの給料を上げるということではなくて、自分たちが内情を知っているから数字を決めるという部分もあるが、次の議会の議員のために、数字を決めていくということが一番だというふうに思うので、我々と町民という軸で考えないほうがいいのではないかなと。理想的な定数と報酬という形で議論していただければなというふうに思う。

山下議長：議運としてはそのような進め方でいきたいなど。そしてまた、今鈴木委員が言われた部分も議運の中で再協議されると思うが、他に何かご意見があれば。

桜井議員：議会である以上、議会改革は常に必要なのだろうと思うし、前回、十勝議長会のほうで十勝標準を作って、清水町もその中で議論して、特別委員会を議会の中で作って議論した経緯というのは皆さんご存じだと思う。その時もしっかり町民にお知らせするように、こういった資料を全部用意して意見を聴取したが、なかなか実現には至らなかったが、こういったものを試算できるものを町民に提示するという意味では、必要なのだろうと思う。ただ、それを議運でやるべきなのか、議会として、議長を中心としてやるのか、その辺の持っていき方が、ちょっと違うのではないかという思いもあるので、その辺も少し議論の余地があるのではないかというふうに思う。

事務局長：今、桜井議員の言われた案件であるが、今、議運でいろいろこういう形で揉んできて、最終的にはどのような場がよろしいのか、全員協議会になるのかもしれないが、その場で議会としてのものを決定する必要があると思う。それを町民に示す場合には、そこまで決めた上で示すということが大事だと思うので、少なくとも、今のスケジュールでいくと、いつも10月ぐらいにやっている町民との意見交換会にはちょっと間に合わないので11月にと先ほど言っていたが、その段階ではもう議運でこう考えているということではなくて、清水町議会として、こういうふうにしたいからどうですかという形にして出すということにしなければ、先ほど桜井議員が言われたような、全体の意思統一的なことにならないのかと思う。

議運委員長：先ほどの説明と二重になってもあれであるが、議運としては10月いっぱい、議会としては11月に結論を出すということで。いずれにしても、議長から諮問を受けて、これを議論しているわけなので、最終的には議会として案をまとめて、それで町民にお示ししていくというのは当然のことかというふうに思っている。

中島議員：議運として、いろいろご苦労様です。これは、都合のいいときはアンケート、都合が悪いのか何か知らないがそれはまだ検討すると。1票差だから気が変わるかもわからないから、まだ答え出せないのだと。これは、協議団体としてはいかがなものかなというふうに思う。ということは、全議員に意向調査とかヒアリングを行って聞き取りもやった。それをやって結果が出たのに、それはまだ片方は報酬がこうだと、定数はこうだと。これはどうしても何か裏に個々の考え方、アンケートと違うものを持っているのかなど。それを何とかそこにこじつけて持っていきたいという、何かそのアンケート調査と全く関係ない考え方で進んでいるのかなというふうな勘ぐりをしたくなる。全議員に意向調査とヒアリングが終わっているわけだから。そのときに、全議員が、委員長にいろいろ話をしているわけである。その話を聞いた結果で、意見が割れ通り議運としての方向性を出すに至ってないと。これはもう至らなければだめである。全員に聞いたのだから。その時点でまだできないと言ったら、この先答えを出すタイミングが何かあるのか。

議運委員長：皆さんからの調査票の記入・提出いただいたものとヒアリングというのは、この議論の土台となる部分というか、その部分を基礎にして議論を始めたということで、それをもって議論を決定づけるものではないという位置付けで、今、議論をしているところである。

中島議員：決定づけるものではないと言いながらも、個々の議員の意思を確認したわけでしょう。それを取りまとめるのは議運でしょう。議運で聞き取ったのだから。だから、それが決定するものではないと言ったら、馬鹿にしている、なぜ聴いたのか、書かせたのかということになる。私はそういう思いがするので、何かすっきりしない。これが

逆だったら、賛成とか反対とか私の意思とは逆だったら、これはやむを得ないなど。民主主義国家であるから。多数決の決まりが絶対的な部分というのがあるでしょう。そういうことからいったら、あの聞き取りは何だったのかという思いがしている。例えば、選挙のときにそういう話が出たから減らさなければならぬなんて、これは先ほど委員長も言ったが、いろいろな話を聞いても、議員として説明責任があるわけである。私も他のことで言われることがあるが、それが公の場でなかったら、私自身のことであつたら、私はそこで説明責任をもって町民の方に説明する。だから、その責任もあるのでないか。そういう話があつたけど実はこうだったとかと。意に沿えない答えが出たとしたら、その辺がなにか全くどうも響きとしてすっきり聞こえない部分がある。どうもすっきり聞こえない、響かないという思いがあるが、いかがか。

議運委員長：今、中島議員からいろいろご指摘いただいているが、意向調査でいただいた部分とヒアリングさせてもらった部分というのは、個別に実施した中で、すごく幅があつてとか、いろいろな意見が出て、それを議運の中で収斂させていくということで結論を得ようということを進めてきたわけで、その意見も含めて多数決でというふうにはポンポンと決められるものではないだろうなというふうと考えてきたところである。ちょっと時間をかけすぎているのではないかというご指摘かと思うが、そこは慎重に答えを出して…。これだけ意見に幅があれば、皆さんに納得してもらえるとということはないと思うが、その中で議論を重ねていった中で答えを1つ見つけ出そうということであるので、ご理解をいただきたいと思う。

山下議長：只今それぞれの意見をいただいた。そして更に、議運としてしっかりと議論を進めながら、11月中にある程度の議運としての方向性を出して、皆さんにお示しをしたという方向で進めたいと思う。

議運委員長：ここまで結論は出ていないが、議論の中間報告という形で皆さんにお示しをさせていただいた。全議員の1つの成案としてまとめていくという部分は、議運の中だけではなくて、皆さんからのご意見もいただきながらやっていかなければいけないと思うので、この機会を大事にしながら、皆さんからも意見あれば出していただければというふうに思っている。

山下議長：皆さんの意見をいただいたので、これからそれぞれの意見を参考にしながら、議運の中で、今いただいた部分をどう進めるか検討をして参りたいと思う。そういう形でもよろしいか。あと、議運以外の方々はこの場でしか発言ができないので、議運の皆さんについては、それぞれ議運の中で…。

議運委員長：そして、先ほどの増額のプラン案の中で、試算で出した部分とか、それから、行政改革の中で21万円から減らして18万円ですと来て、危機は脱しているが報酬がそのままできている部分があるということで、検討の中では、それを少なくとも元には戻さなければいけないのではないかという議論もしているところだが、町民の方に説明するとなれば、かなり大幅な増額になるというふうには受けとめられる可能性がある。そこはやはり定数とは別に結論を出していくというふうにしたが、定数においても、多数決でいけば現状維持ということになるが、その際には、町民の方に、しっかり理解していただくための、議会の機能であるとか、それから多様性の維持であるとか、新しく議員になってほしい人に対するアピールであるとか、そういったものもしっかりしていくためには皆さんからもご意見をいただいて、しっかりした説明のつくような形の中で提示して参りたいと思っている。皆様からもよろしくお願いする。

山本議員：先ほど橋本委員長からもあつたが、まずこれが基礎の土台となるものだというもので私もそう捉えていて、アンケート結果を見て、自分の意見としてはこれを出したが、

例えば議員定数であれば、他の人の意見を聞いて、もしかしたら私も意見が変わるかもしれないという点がまだあるし、皆さんがどういった意見なのかざっくばらんに話をしたこともないので、皆で話し合っていくこと、意見を聞き合っ、お互いそう思っているし、それもいいよねというふうに話していくものだと勝手にそう受け取っていたので。まず、皆で議論するのが足りないなというふうには捉えていたので、これを今日は持ち帰って、どんな意見が出たのかなというのを受け取ってから、また議論していく場があったら良くて…。個々の意見だけ伝えて、それを町民の皆さんに、これが議会の意見ですというのを伝えていくのはとても難しいことだと思うので、皆が納得するというのは難しいかもしれないが、ここが落としどころだなというところまで話し合っ、持っていけたらいいのではないかとこのように思っている。以上である。

中島議員：今、山本議員のお話を聞いて、そうかなというふうな思いもある。ということは、議員定数の1だとか2だとかという前に、であれば、議員定数を減らすというのが前提ではなくて、私たち議会活動の中でどういう活動をするためにどうなるのかということ、今この中では全然何もない。だから、ここに議運の委員長以下委員の方がいるので、今手っ取り早いのは、基本的には常任委員会の活動を今後どうしていくのか。その結果、定数が云々だとかという話になるかと。ただ、ただ漠然と1人減らすというと、3人減らしてもいいのでないかという人が出てきたらどうするか。そうすると、常任委員会活動が協議の場としてどうなっていくかという議論というのは全く出てないような気がするが。しているとしてもその話が一切ない。協議されているのであれば、どういう協議されてその結果、1人いらないと、2人いらないとという議論に至っているのかどうかというのを…。前回はそうだったので。常任委員会の活動について話し合っ、結局は、一遍に5人減らしたという経過があるから。その辺をただただ町民から減らせと言われたとかという、そういう話はあまりないと思うが、議員が協議するのは、そういう次元の話ではないと思う。やはり、議員活動はどこまでだったら活動ができるのかという議論を改めてした上で数字を押さえていっていただきたいと思う。

山下議長：議運委員長、常任委員会のあり方について議論されていれば、その旨について、お伝えください。

議運委員長：どこでという部分はあれだが、常任委員会が何人だったらまわしていけるかという議論は行っている。

山下議長：常任委員会の活動についても念頭に置きながら、この定数についても議論をしていくということによろしいか。他に議運に関わらない議員で、特にご意見があればお聞きしたいと思う。

西山議員：私はこの書類を初めて見させていただいて、議員報酬とか、定数とかの他の人の考え方もわかったので、これをもう我々が持ち帰っ、この次、また全員協議会をやったときに、またいろいろな意見、感じたことを聞いて検討をしていけば、まだ10月いっぱいもあるし、いいと思うが。もう時間も時間だし、もういい加減、皆の意見もほとんど出揃ったので、また検討していただければいいと思う。

山下議長：只今、西山議員、また、山本議員からも、今回出された資料なので、これをもとに一回持ち帰っ、全員協議会の中で、再度協議をしたいと言う部分があった。

鈴木委員：今、確かに経過報告が来たのだけど、これを見て、何をここで考えればいいのかは私にはわからない。減らしたほうがいいのか、増やしたほうがいいのかという時に、金

額もこういうパターンはこうだとあるが、どこで何を議論するかがわからない。もう私の中では、先ほど一番最初に言っているように7対6で、もちろん途中で変わると山本議員も言われたけど、変わる人もいるけど、先ほど中島議員が言われたように、もう一定の結論はここで出ていると。要は、報酬に関しては、この数字に対しての裏付けはやっている。定数は違うけど。私は定数を減らす派もではあったけれど…。この資料は、各委員のやつがこうやってまとまっているのかもしれないが、皆アンケート結果書いたのでしょうか。それもオープンしてもいいのではないかな。

事務局長：議員定数の検討における論点整理として、資料としてまとめたもので網羅はしてもらっている。

鈴木議員：あと、何を議論していいのかわからない。

事務局長：先程、中島議員からも、今、鈴木議員からも、山本議員からもいろいろ発言があったが、このアンケート、意向調査で、今年の6月の時点で考え方を出示していただいた。そして、その後、議運で議論していった中で、先ほど山本委員が言われたように、皆さんの考え方が出てきた段階で、そこで、揺れる場合もあるという方向で、議運としては、調査で出てきた数の大小をもってということではない。今日、示させていただいたのも、今まで議運で議論してきたことについて、あまり皆さんにお知らせしてなかった。なので、今、議運でやっていることを、ここまで進んでいるということをお知らせして、もしこの場でご意見をいただいて、更に議運として検討を重ねて、少なくとも議運としてはこうですというのは、先ほどの繰り返しになるが、皆さんにお示しして、最終的には全員協議会の中で、数字を出すということだと思うので、今日お示ししたのは、単純に数でもうこう決まりましたということではなくて、こういうものが出てきて、今議運の中でこういう議論をしているということのお知らせなので。先ほど、西山委員さんが持ち帰ってという発言もあったが、1度今までの議運の議論の経過をじっくり皆さんで一応間噛みしめてというか、揉んでいただいて、また次の全員協議会の中で、当然その中でも議運の議論は続けていくので、また全員協議会の中でご意見をいただく場があると思う。今日は、今までやってきたことをお示しする場というふうに押さえていただければよろしいかなと思っている。

鈴木委員：そんなことをやっていたら、もう多分改選期までに答えはでない。そんな中途半端に、こんなことを町議会に本会議で議案を出してきたら、申し訳ないが潰させていただく。だから、やらなければならないことは、まず減るかどうするか、それを例えば先ほど言ったように、常任委員会の設置をどう考えるかというのは、スライドして答え出てくるわけである。そこで減らさないのだったら今の状態のスライドというか、常任委員会の設置はもう今の固定になるだろうし、減らす場合はこうなる、こういうふうにしていくというような、例えばパターンを作って皆さんこれはどうか、どうするかというのを1つずつ、要は問題点を削っていかないと、最後の最後まで答えは出ない。

事務局長：委員長がおっしゃったように、若干、事務局のほうで考えたものはある。

鈴木議員：これ、議運がやるものだから。事務局は大変だと思うが。報酬は、先ほど言ったように、ある程度やった上で、私は町民に問うたほうがいいと思う。議会でこれにしますとってならなかったらどうするのか。反対と言われたら戻すしかない。そうとも限らないとしても、私言っている通りにもなるということ。だから、最初から町民との議会報告会でやろうとしてもそんなうまくいくわけがないと絶対にとっている。だから、あれは違うことを聞く場であって、私はそういうところではないと思う。この資料を出して、先ほど言った報酬等審議会にもう出すしかないと思う。報酬等審議会イコール町民の意見である。若しくは、議会には議会広報あるし、そこをうまく使

うというのも手である。だから、申し訳ないが、これいつやるのとずっと言ったけど、正直言ったら、去年の春ぐらい出さないとだめな話である。これ1年以上遅い。

事務局長：最初にいろいろお示したスケジュールの中で、作った。その時には、まずは昨年来議論していたタブレットの関係とかそういうのをやってというスケジュールを組んだ。それに基づいてやった。ただ、今、鈴木議員もおっしゃったが時間があまりない中で、前倒してやらなければだめだということでやっている。ただ、時間はかなりかかるが、どこかで決めてこうやりたいというものを出不ないと、なかなかこれ時間をかけてやってもというか、今、先ほどお示したスケジュールを示したようにある程度お尻を決めて、そこに向けて、これでいきましょうというのを出不ないと進まない。

鈴木議員：だからこそ、何を議論するかを書いてほしいと。これで何を議論するか。これを読んでもわからない。だから、議論する内容をしっかり進めた上で全員協議会をしましょうと。

事務局長：今日は先ほども言ったが、議運の議論を今まで皆さんにお示ししていなかったのも、先ほどの一覧表の具体的な、誰かと数字的な部分も今までお知らせしてなかったのも、とりあえず今議運でやっていることをお知らせしましょうということでやった。確かに、鈴木議員が言われたように、今この場でいろいろなことを議論していただく資料にはなっていない。そういうものを今日は用意してないので、それは、先ほど言った中島議員もおっしゃったように、もし減らしたら委員会がどうなるのだとかという部分も含めて、改めて資料を出して議論してくださいという場を、設けるべきかなと思う。今日は本当に今までの経過を示したいということでご理解いただくしかないと思う。

桜井議員：1つの意見として。令和8年3月までにその条例改正の提案をできたらいいなというようなことなのか。令和8年3月までにしっかりまとめて提案するのだというものが感じられない。間に合うのかという部分もある。だから、本当に提案できればいいなというぐらいの感じしか感じられないのだけど、その辺どうなのか。

議運委員長：何て言うのか。語尾を強く言うか、大きな声を出せば、それは決意だというふうに捉えられるのであれば別ですけど。とりあえず、今、皆さんにここで特に考えてほしいのは定数と報酬は別でいいというところは確認していただきたいなど。報酬も、1万円、3万円、5万円というその上げ幅がある中で、1万円はもう選択肢に入っていない。5万というのは、試算で出した数字であるが、町民の人にこれを示すのが怖いので3万円にしたいということであれば、それは今出していただきたいと思う。ここは、やはり数字を出していく以上、町民に理解を求めていくという姿勢が必要になってくるので、どうでしょうと言うのではなくてこれをお願いするという気持ちも込めながら、どうでしょうかという形になっていくと思うので。ここはもしそれについて、意見があれば出していただいて、なければ、もう定数と報酬は別ということであるので、報酬はがっちりこれで決めた後、定数については、次にそんなに時間はないが、直ぐまた議運をやって、そして皆さんにお示しするような形にしたいというふうに思う。

山下議長：それでは区分けをして、報酬について、試算である程度の数字を出させていただいた。その部分について、ご意見のある方はいらっしゃるか。

議運委員長：鈴木議員が言うように報酬等審議会に諮ってほしいという意見があるが、諮るにしてもその数字をある程度出していかないとイケないという部分があるので、そういう意味で。

中島議員：最終的には報酬等審議会にかかるわけだから。その報酬等審議会にかけるときに、資料として、今委員長が考えたことを提供しながら、この通りであるという意味ではなくて、こういう検討したというものを…。これは町長が諮問するから、議長が最終的に町長に申し入れをしながらということになるかと思うので。だから、私はそういうことから言ったら、今言った、説明をきちんとできるようなものであればいいと。だから、3万円でも5万円でも上げた理由と根拠というのは、計算したらこうなるということを説明できればそれでいいので。他のことについてもそうなのだが。ただ、町民の意見を聞いてということではなくて、きちんと町民に理解をいただく場を設ける必要があると。意見を聞く場というのは難しい。ということは、前回それで失敗しているわけでしょう。町民はいろいろなご意見を持っているわけだから、それをきちんと説明して理解を求めていく説明をしなければならぬと思っているので。だから、慎重にやらなければならないということになると思うが、私は今時間をこれからかけるといえることについては、一定の理解を、まだ説明できる段階でないというふうな理解もしているの、時間をかけるということを理解、今の段階では了解しておきたいというふうに思う。

事務局長：中島議員のご意見を補足すると、前回、最終的に町民アンケートとかをやっている。その時、上げることに反対しないと意見が多かった。最後の最後に、まだ時期尚早ということで、町民の意見が多くて上げられなかったという、前は、そういう感じではなかった。前は町民からアンケート取っているが、そこでは上げてもいいという感じだった。でも、特別委員会の最終報告で、まだちょっと早いという報告になった。だから、前回、町民から反対されてという感じには、最終報告からは読み取れない。単純にアンケートの結果だけ見ると、反対が多くてということではなかった。

山下議長：今回アンケートは取っていないので。報酬に関しては、今それぞれご意見いただいて、報酬等審議会にかけてそして説明をしっかりとできるものであればというご意見をたくさんいただいた。報酬に関しては、そういったご意見をいただきながら、また検討させていただいて、そして、定数についてはまた別で考えるということで、また議論の場を設けたいと思うが、よろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

（3）その他

山下議長：その他について何かあるか。

（「なし」との声あり）

山下議長：事務局から何かあるか。

事務局長：（議員会の会計状況についての説明と当面徴収方法の変更についての提案）

山下議長：長時間にわたりありがとうございました。それでは本日の支援協議会を終了させていただく。よろしくお願いいたします。

【開会 16：05】